

西濃用水地区 河川協議経緯等整理業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考																								
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(業務概要) 第1-4条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-5条</p> <p>(一般事項) 第1-6条</p> <p>(管理技術者) 第1-7条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、過年度までに実施された西濃用水地区の河川法第23条及び第24条に係る同法第95条の協議について、これまでの協議の経緯や内容等の整理を行い、今後、同様の協議を行う担当者のための基礎・根拠資料を作成することを目的とする。</p> <p>本業務の対象とする場所は、岐阜県大垣市、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、揖斐郡揖斐川町・大野町・池田町の西濃用水地区で、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>本業務の概要は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="518 846 1145 1014"> <tr> <td>1 事前準備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>2 用水の歴史の整理</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>3 協議経緯の整理</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>4 基礎諸元の整理</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>5 点検とりまとめ</td> <td>1式</td> </tr> </table> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="486 1675 1264 1960"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1 事前準備	1式	2 用水の歴史の整理	1式	3 協議経緯の整理	1式	4 基礎諸元の整理	1式	5 点検とりまとめ	1式	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
1 事前準備	1式																									
2 用水の歴史の整理	1式																									
3 協議経緯の整理	1式																									
4 基礎諸元の整理	1式																									
5 点検とりまとめ	1式																									
資 格	技術部門	選択科目																								
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学																								
	農業	農業土木 農業農村工学																								
博士	農学																									
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																									

項 目	内 容	備 考																						
(担当技術者) 第 1 - 8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1 - 8 条によるものとする。																							
(技術者情報の登録) 第 1 - 9 条	<p>共通仕様書第 1 - 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1 - 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																							
(保険加入) 第 1 - 10 条	<p>受注者は、共通仕様書第 1 - 37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																							
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2 - 1 条	<p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 本業務を実施するに際し、貸与資料を熟読した上で実施するものとする。</p>																							
(貸与資料) 第 2 - 2 条	<p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打合せを行うものとする。</p>																							
	<table border="1" data-bbox="464 1435 1265 2063"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1435 600 1469">分類</th> <th data-bbox="600 1435 1169 1469">貸与資料</th> <th data-bbox="1169 1435 1265 1469">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1469 600 2063" rowspan="17">協議関係資料</td> <td data-bbox="600 1469 1169 1503">1. 当初協議 (昭和48年 6 月 1 日 同意)</td> <td data-bbox="1169 1469 1265 1503" rowspan="17">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1503 1169 1536">2. 変更協議 (昭和51年12月22日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1536 1169 1570">3. 変更協議 (昭和58年 1 月19日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1570 1169 1603">4. 更新協議 (昭和61年 9 月16日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1603 1169 1637">5. 更新協議 (平成 2 年12月13日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1637 1169 1671">6. 更新協議 (平成 3 年10月 8 日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1671 1169 1704">7. 更新協議 (平成 5 年 6 月22日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1704 1169 1738">8. 更新協議 (平成 7 年 3 月31日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1738 1169 1771">9. 更新協議 (平成10年 3 月31日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1771 1169 1805">10. 更新協議 (平成12年 3 月16日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1805 1169 1839">11. 更新協議 (平成12年 8 月15日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1839 1169 1872">12. 更新協議 (平成14年 1 月16日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1872 1169 1906">13. 更新協議 (平成15年 2 月14日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1906 1169 1939">14. 更新協議 (平成15年 7 月29日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1939 1169 1973">15. 更新協議 (平成16年 5 月18日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1973 1169 2007">16. 変更協議 (平成18年 8 月 8 日 同意)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 2007 1169 2063">17. 変更協議 (平成30年10月 3 日 同意)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量	協議関係資料	1. 当初協議 (昭和48年 6 月 1 日 同意)	1 式	2. 変更協議 (昭和51年12月22日 同意)	3. 変更協議 (昭和58年 1 月19日 同意)	4. 更新協議 (昭和61年 9 月16日 同意)	5. 更新協議 (平成 2 年12月13日 同意)	6. 更新協議 (平成 3 年10月 8 日 同意)	7. 更新協議 (平成 5 年 6 月22日 同意)	8. 更新協議 (平成 7 年 3 月31日 同意)	9. 更新協議 (平成10年 3 月31日 同意)	10. 更新協議 (平成12年 3 月16日 同意)	11. 更新協議 (平成12年 8 月15日 同意)	12. 更新協議 (平成14年 1 月16日 同意)	13. 更新協議 (平成15年 2 月14日 同意)	14. 更新協議 (平成15年 7 月29日 同意)	15. 更新協議 (平成16年 5 月18日 同意)	16. 変更協議 (平成18年 8 月 8 日 同意)	17. 変更協議 (平成30年10月 3 日 同意)	
分類	貸与資料	数量																						
協議関係資料	1. 当初協議 (昭和48年 6 月 1 日 同意)	1 式																						
	2. 変更協議 (昭和51年12月22日 同意)																							
	3. 変更協議 (昭和58年 1 月19日 同意)																							
	4. 更新協議 (昭和61年 9 月16日 同意)																							
	5. 更新協議 (平成 2 年12月13日 同意)																							
	6. 更新協議 (平成 3 年10月 8 日 同意)																							
	7. 更新協議 (平成 5 年 6 月22日 同意)																							
	8. 更新協議 (平成 7 年 3 月31日 同意)																							
	9. 更新協議 (平成10年 3 月31日 同意)																							
	10. 更新協議 (平成12年 3 月16日 同意)																							
	11. 更新協議 (平成12年 8 月15日 同意)																							
	12. 更新協議 (平成14年 1 月16日 同意)																							
	13. 更新協議 (平成15年 2 月14日 同意)																							
	14. 更新協議 (平成15年 7 月29日 同意)																							
	15. 更新協議 (平成16年 5 月18日 同意)																							
	16. 変更協議 (平成18年 8 月 8 日 同意)																							
	17. 変更協議 (平成30年10月 3 日 同意)																							

項 目	内 容		備 考
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-3条 第3章 業務管理 (作業項目及び数量) 第3-1条 (設計作業の留意点) 第3-2条 (業務写真における黒板情報の電子化) 第3-3条	図書	工事誌	1式
		せいとう 完工記念写真集	1式
		西濃用水第二期地区 事業誌	1式
		西濃用水第二期地区 技術誌	1式
	報告書	宮川用水地区 河川協議経緯等整理業務	1式
<p>第2-2条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に質疑が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p>			
<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>			
<p>業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2-2条に示す貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 各種検討等に用いる数値は、計算手法及び出力を明示するものとする。</p>			
<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。</p> <p>1 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>2 機器等の導入</p> <p>(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>			

項 目	内 容	備 考
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p> <p>(施設管理者との打合せ) 第4-2条</p>	<p>3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4 写真の納品</p> <p>受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せは、管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(各作業(2.及び3.の整理前期段階)) 第3回 中間打合せ(各作業(2.及び3.の整理後期段階)) 第4回 中間打合せ(基礎諸元の整理とりまとめ段階) 最終回 成果品とりまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、別紙-2に記載される割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>本業務の実施に当たっては、施設管理者からの意見徴集に必要な打合せを行うものとする。 また、本打合せには監督職員が同行して行うことを想定している。 業務実施初期段階(西濃用水土地改良区連合)</p>	

項 目	内 容	備 考
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条 (成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部 2. 成果物及び成果物の概要版の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所</p>	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4章に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等の対外的協議等により、業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他 	
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備	貸与資料の内容を把握するとともに、業務実施に必要な資料収集及び検討を行い、作業計画を作成する。	1 式	
2. 用水の歴史の整理	対象とする用水が許可水利権となる以前の歴史を、貸与資料などから整理する。	1 式	
3. 協議経緯の整理	本地区で実施された全17回の協議の経緯を整理し、経緯表を作成する。 なお、経緯表は各協議における主な協議事項を抽出し、分かりやすく簡潔に整理する。	1 式	
4. 基礎諸元の整理	3. の整理結果から、全17回の協議のうち期間更新協議を除いた協議について、用水計画基礎諸元や用水計算結果を分かりやすく対比表として作成する。 なお、諸元の整理に当たっては、本地区の協議の根幹としている事項（水利秩序や水収支計算で今後も変更せず遵守すべきルールなど）や協議実施ごとにポイントとなる事項を抽出し、分かりやすく簡潔に整理する。	1 式	
5. 点検とりまとめ	上記の各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	

別紙－２（第４－１条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除した割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額